

定教第44号議案

神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する
規則

別紙（案）のとおり

令和7年3月11日提出

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

令和9年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けて、準備体制を強化するため、保健体育課内に高校総体推進室を設置すること等から、神奈川県教育委員会教育局組織規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する規則

神奈川県教育委員会教育局組織規則（昭和28年神奈川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び学校事務センター」を「、学校事務センター及びサポートオフィス」に、
「第3節 細部組織（第21条）」を「第3節 サポートオフィス（第21条～第21条の3）」に、
第4節 細部組織（第22条）」
「第22条」を「第23条」に改める。

第1条の2第2項中「及び学校事務センター」を「、学校事務センター及びサポートオフィス」に改める。
第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 前条に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室を置く。

保健体育課	高校総体推進室
-------	---------

第3条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。
(16) サポートオフィスに関すること。
第6条に次の1号を加える。
(7) 神奈川県教育職員免許状再授与審査会に関すること。
第7条の3に次の1号を加える。
(15) 令和9年度全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。
第8条第2号中「幼稚園」の次に「（認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）第1条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を含む。）」を加える。
第9条の2の次に次の1条を加える。
（課に置かれる室の事務）

第9条の3 第2条の2に規定する課に置かれる室の分掌事務は、次のとおりとする。

指導部
保健体育課
高校総体推進室
(1) 第7条の3第15号に掲げる事務

「第3章 教育事務所及び学校事務センター」を「第3章 教育事務所、学校事務センター及びサポートオフィス」に改める。
第18条給与課の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。
第18条の2給与課の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。
第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、同条中「及び学校事務センター」を「、学校事務センター及び

サポートオフィス」に改め、第3章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 サポートオフィス

(名称及び位置)

第21条 サポートオフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
神奈川県教育委員会教育局サポートオフィス	横浜市中区日本大通1番地

(課の設置)

第21条の2 サポートオフィスに次の課を置く。

管理課

チャレンジ雇用課

相談支援課

(分掌事務)

第21条の3 前条の課は、次の事務を分掌する。

管理課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関すること。
- (3) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (4) 人事に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理及び所内の取締りに関すること。
- (8) その他他課の主管に属しないこと。

チャレンジ雇用課

- (1) サポートオフィス（チャレンジ雇用）の人事及び運営に関すること。

相談支援課

- (1) サポートオフィス（チャレンジ雇用課の所掌に属するものを除く。）の人事及び運営に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

2 神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年神奈川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ア中「室長」の次に、「（課に置かれた室の室長（以下「課内室長」という。）を除く。以下同じ。）」を加え、同号イ中「本庁の課長」の次に「、課内室長」を加え、同号ウ中「及び学校事務センター」を「、学校事務センター及びサポートオフィス」に改める。

第3条第2項中「若しくは課長」を「、課長若しくは課内室長」に、「若しくは学校事務センター」を「、学校事務センター若しくはサポートオフィス」に改める。

（神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

3 神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則（昭和35年神奈川県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「及び学校事務センター」を「、学校事務センター及びサポートオフィス」に改める。

第5条第1項中「室及び課」を「課に置かれた室（以下「課内室」という。）に室長（以下「課内室長」という。）を、室、課及び課内室」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 課内室長は、上司の命を受けて課内室の事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

第6条第1項中「室及び課」を「室、課及び課内室」に改め、同条第16項中「又は課長」を「、課長又は課内室長」に、「又は課」を「、課又は課内室」に改める。

第8条第1項の表学校事務センターの項の次に次のように加える。

サポートオフィス	所長
----------	----

（神奈川県教育委員会行政文書管理規則の一部改正）

4 神奈川県教育委員会行政文書管理規則（平成12年神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、同条第10号中「第7号」を「第8号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 課内室長 第7号に規定する課内室の長をいう。

第2条第8号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 課内室 組織規則第2条の2に規定する室をいう。

第4条第2項中「、課長」の次に「、課内室長」を加え、同条第3項中「行政文書事務」の次に「（課内室が置かれている課にあつては、当該課内室における行政文書の作成及び施行に関するものを除く。）」を加え、同条第7項中「課のグループ及び」を「課及び課内室のグループ並びに」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を

加える。

- 5 課内室長は、当該課内室における行政文書事務（行政文書の作成及び施行に関するものに限る。）を統括する。

第7条中「主務課の長をいう。以下同じ。）」の次に「、当該行政文書に係る事務を分掌する課内室の課内室長」を加える。

新旧対照表

○神奈川県教育委員会教育局組織規則

新	旧		
目次 第1章・第2章（略） 第3章 教育事務所、<u>学校事務センター及びサポートオフィス</u> <u>第1節・第2節</u> <u>第3節 サポートオフィス（第21条～第21条の3）</u> <u>第4節 細部組織（第22条）</u> 第4章 定員（<u>第23条</u>） 第1条（略） （呼称等） 第1条の2（略） 2 教育局に、本庁、教育事務所、<u>学校事務センター及びサポートオフィス</u>を置く。 第2条（略） <u>第2条の2 前条に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室を置く。</u> <table border="1"> <tr> <td><u>保健体育課</u></td><td><u>高校総体推進室</u></td></tr> </table> （総務室の事務） 第3条 総務室においては、次の事務をつかさどる。 （1）～（15）（略） <u>（16） サポートオフィスに関すること。</u> <u>（17） 神奈川県立総合教育センターに関すること。</u> <u>（18） 前各号に掲げるもののほか、局内他課に属しない事務に関すること。</u> 第4条～第5条の2（略） （教職員企画課の事務） 第6条 教職員企画課においては、次の事務をつかさどる。 （1）～（6）（略） <u>（7） 神奈川県教育職員免許状再授与審査会に関すること。</u> 第6条の2～第7条の2（略） （保健体育課の事務） 第7条の3 保健体育課においては、次の事務をつかさどる。	<u>保健体育課</u>	<u>高校総体推進室</u>	目次 第1章・第2章（略） 第3章 教育事務所<u>及び学校事務センター</u> <u>第1節・第2節</u> <u>（新設）</u> <u>第3節 細部組織（第21条）</u> 第4章 定員（<u>第22条</u>） 第1条（略） （呼称等） 第1条の2（略） 2 教育局に、本庁、教育事務所<u>及び学校事務センター</u>を置く。 第2条（略） <u>（新設）</u> （総務室の事務） 第3条 総務室においては、次の事務をつかさどる。 （1）～（15）（略） <u>（新設）</u> <u>（16） 神奈川県立総合教育センターに関すること。</u> <u>（17） 前各号に掲げるもののほか、局内他課に属しない事務に関すること。</u> 第4条～第5条の2（略） （教職員企画課の事務） 第6条 教職員企画課においては、次の事務をつかさどる。 （1）～（6）（略） <u>（新設）</u> 第6条の2～第7条の2（略） （保健体育課の事務） 第7条の3 保健体育課においては、次の事務をつかさどる。
<u>保健体育課</u>	<u>高校総体推進室</u>		

新	旧
(1)～(14) (略) <u>(15) 令和9年度全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。</u> (子ども教育支援課の事務) 第8条 子ども教育支援課においては、次の事務（保健体育課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 (1) (略) (2) 幼稚園 <u>(認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）第1条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を含む。)</u>、小学校、中学校及び義務教育学校（以下この条において「義務教育学校等」という。）並びに特別支援学校の教育に係る総合的企画、調査及び調整に關すること。 (3)～(16) (略) 第8条の2～第9条の2 (略) <u>(課に置かれる室の事務)</u> <u>第9条の3 第2条の2に規定する課に置かれる室の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>指導部</u> <u>保健体育課</u> <u>高校総体推進室</u> <u>(1) 第7条の3第15号に掲げる事務</u> 第10条～第14条 (略) 第3章 教育事務所、<u>学校事務センター及びサポートオフィス</u> 第1節 (略) 第15条～第17条 (略) (分掌事務) 第18条 神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所及び神奈川県教育委員会教育局中教育事務所の課は、次の事務を分掌する。 職員課 (1)～(14) (略) 給与課 (1)～(2) (略) <u>(削除)</u>	(1)～(14) (略) <u>(新設)</u> (子ども教育支援課の事務) 第8条 子ども教育支援課においては、次の事務（保健体育課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 (1) (略) (2) 幼稚園 _____、小学校、中学校及び義務教育学校（以下この条において「義務教育学校等」という。）並びに特別支援学校の教育に係る総合的企画、調査及び調整に關すること。 (3)～(16) (略) 第8条の2～第9条の2 (略) <u>(新設)</u> 第10条～第14条 (略) 第3章 教育事務所 <u>及び学校事務センター</u> 第1節 (略) 第15条～第17条 (略) (分掌事務) 第18条 神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所及び神奈川県教育委員会教育局中教育事務所の課は、次の事務を分掌する。 職員課 (1)～(14) (略) 給与課 (1)～(2) (略) <u>(3) 県費負担教職員に係る公立学校共済組合に関すること。</u>

新	旧						
<u>(3)</u> (略) 指導課 (1)～(5) (略) 第18条の2 神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所の課は、次の事務を分掌する。 職員課 (1)～(14) (略) 給与課 (1)～(2) (略) <u>(削除)</u> <u>(3)</u> (略) 指導課 (1)～(3) (略) 足柄上指導課 (1) (略) 第19条～第20条の3 (略) <u>第3節 サポートオフィス</u> <u>(名称及び位置)</u> <u>第21条 サポートオフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>名称</u></th><th><u>位置</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県教育委員会教育局サポートオフィス</td><td>横浜市中区日本大通 1</td></tr> <tr> <td></td><td><u>番地</u></td></tr> </tbody> </table> <u>(課の設置)</u> <u>第21条の2 サポートオフィスに次の課を置く。</u> <u>管理課</u> <u>チャレンジ雇用課</u> <u>相談支援課</u> <u>(分掌事務)</u> <u>第21条の3 前条の課は、次の事務を分掌する。</u> <u>管理課</u> <u>(1) 公印に関すること。</u> <u>(2) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関すること。</u>	<u>名称</u>	<u>位置</u>	神奈川県教育委員会教育局サポートオフィス	横浜市中区日本大通 1		<u>番地</u>	<u>(4)</u> (略) 指導課 (1)～(5) (略) 第18条の2 神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所の課は、次の事務を分掌する。 職員課 (1)～(14) (略) 給与課 (1)～(2) (略) <u>(3) 県費負担教職員に係る公立学校共済組合に関すること。</u> <u>(4)</u> (略) 指導課 (1)～(3) (略) 足柄上指導課 (1) (略) 第19条～第20条の3 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
<u>名称</u>	<u>位置</u>						
神奈川県教育委員会教育局サポートオフィス	横浜市中区日本大通 1						
	<u>番地</u>						

新	旧
<u>(3) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。</u> <u>(4) 人事に関すること。</u> <u>(5) 予算の経理に関すること。</u> <u>(6) 物品の調達及び処分に関すること。</u> <u>(7) 財産の管理及び所内の取締りに関すること。</u> <u>(8) その他他課の主管に属しないこと。</u> チャレンジ雇用課 <u>(1) サポートオフィス(チャレンジ雇用)の人事及び運営に関すること。</u> 相談支援課 <u>(1) サポートオフィス(チャレンジ雇用課の所掌に属するものを除く。)</u> <u>の人事及び運営に関すること。</u> <u>第4節 細部組織</u> (細部組織) <u>第22条</u> 所長（神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則第8条第1項に規定する教育事務所、<u>学校事務センター及びサポートオフィス</u>の所長をいう。）は、必要と認めるときは、教育長の承認を得て、班、駐在事務所その他の特別の組織を設けることができる。 第4章 定員 (定員) <u>第23条</u> (略)	<u>第3節 細部組織</u> (細部組織) <u>第21条</u> 所長（神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則第8条第1項に規定する教育事務所<u>及び学校事務センター</u>の所長をいう。）は、必要と認めるときは、教育長の承認を得て、班、駐在事務所その他の特別の組織を設けることができる。 第4章 定員 (定員) <u>第22条</u> (略)

新旧対照表

○神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

新	旧
第1条 (略) (付議事項) 第2条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 次に掲げる職の任免、分限（イ及びウに掲げる職にあつては、休職を除く。）及び懲戒に関すること。 ア 理事、教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、参事監、技監、教育参事監並びに本庁の室長 <u>（課に置かれた室の室長（以下「課内室長」という。）を除く。以下同じ。）</u>、部長及び担当部長 イ 本庁の課長、<u>課内室長</u>、参事、企画調整担当課長、管理担当課長及び担当課長 ウ 教育事務所、<u>学校事務センター及びサポートオフィス</u>並びに学校その他の教育機関の長及びイに掲げる参事に相当する職 (7)～(24) (略) 2・3 (略) (専決事項) 第3条 教育長は、前条に規定するものを除き、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(4) (略) 2 教育長は、前項各号に掲げる専決事項のうち、その一部を教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、本庁の室長、部長、<u>課長若しくは課内室長</u>又は教育事務所、<u>学校事務センター若しくはサポートオフィス</u>若しくは学校その他の教育機関の長に専決させることができる。 第4条・第5条 (略)	第1条 (略) (付議事項) 第2条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 次に掲げる職の任免、分限（イ及びウに掲げる職にあつては、休職を除く。）及び懲戒に関すること。 ア 理事、教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、参事監、技監、教育参事監並びに本庁の室長 _____、部長及び担当部長 イ 本庁の課長 _____、参事、企画調整担当課長、管理担当課長及び担当課長 ウ 教育事務所 <u>及び学校事務センター</u>並びに学校その他の教育機関の長及びイに掲げる参事に相当する職 (7)～(24) (略) 2・3 (略) (専決事項) 第3条 教育長は、前条に規定するものを除き、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(4) (略) 2 教育長は、前項各号に掲げる専決事項のうち、その一部を教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、本庁の室長、部長 <u>若しくは課長</u>又は教育事務所 <u>若しくは学校事務センター</u>若しくは学校その他の教育機関の長に専決させることができる。 第4条・第5条 (略)

新旧対照表

○神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則

新	旧
第1条 (略) (用語の定義)	第1条 (略) (用語の定義)
第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 「本庁」とは、教育局のうち教育事務所、 <u>学校事務センター及びサポートオフィス</u> を除いたものをいう。 (3) 「所管機関等」とは、学校以外の教育機関、教育事務所、 <u>学校事務センター及びサポートオフィス</u> をいう。	第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 「本庁」とは、教育局のうち教育事務所 <u>及び学校事務センター</u> を除いたものをいう。 (3) 「所管機関等」とは、学校以外の教育機関、教育事務所 <u>及び学校事務センター</u> をいう。
第3条～第4条 (略) (本庁における職)	第3条～第4条 (略) (本庁における職)
第5条 本庁に設けられた室に室長を、部に部長を、課に課長を、 <u>課に置かれた室(以下「課内室」という。)</u> に室長(以下「課内室長」という。) <u>を、室、課及び課内室</u> に設けられたグループにグループリーダーを置く。	第5条 本庁に設けられた室に室長を、部に部長を、課に課長を、 <u>室及び課</u> に設けられたグループにグループリーダーを置く。
2～4 (略) <u>5 課内室長は、上司の命を受けて課内室の事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。</u> <u>6</u> (略)	2～4 (略) <u>5 (新設)</u> <u>5</u> (略)
第6条 教育委員会は、必要と認めるときは、本庁に県立高校改革担当局長、教育監、副局長、参事監、技監、教育参事監、担当部長及び参事を、本庁に設けられた室に企画調整担当課長、管理担当課長、担当課長、副室長及び室長代理を、部に担当課長を、課に副課長及び課長代理を、 <u>室、課及び課内室</u> に専任主幹、専任技幹、主幹、技幹、副主幹、副技幹、社会教育主事、主査、主任主事及び主任技師を置くことができる。	第6条 教育委員会は、必要と認めるときは、本庁に県立高校改革担当局長、教育監、副局長、参事監、技監、教育参事監、担当部長及び参事を、本庁に設けられた室に企画調整担当課長、管理担当課長、担当課長、副室長及び室長代理を、部に担当課長を、課に副課長及び課長代理を、 <u>室及び課</u> に専任主幹、専任技幹、主幹、技幹、副主幹、副技幹、社会教育主事、主査、主任主事及び主任技師を置くことができる。
2～15 (略) 16 専任主幹及び専任技幹は、室長、 <u>課長又は課内室長</u> を補佐し、上司の命を受け、 <u>室、課又は課内室</u> の所管行政に係る重要困難な事項についての調査、企画及び立案に参画し、関係事務を整理する。	2～15 (略) 16 専任主幹及び専任技幹は、室長 <u>又は課長</u> を補佐し、上司の命を受け、 <u>室又は課</u> の所管行政に係る重要困難な事項についての調査、企画及び立案に参画し、関係事務を整理する。
17～21 (略)	17～21 (略)

新	旧																																								
第7条（略） （所管機関等における職） 第8条 次の表の左欄に掲げる所管機関等にそれぞれ同表右欄に掲げる職（以下「所管機関等の長」という。）を置く。 <table> <tr> <th>所管機関等</th><th>職</th></tr> <tr> <td>教育事務所</td><td>所長</td></tr> <tr> <td>学校事務センター</td><td>所長</td></tr> <tr> <td><u>サポートオフィス</u></td><td><u>所長</u></td></tr> <tr> <td>図書館</td><td>館長</td></tr> <tr> <td>神奈川県立金沢文庫</td><td>文庫長</td></tr> <tr> <td>神奈川県立近代美術館</td><td>館長</td></tr> <tr> <td>神奈川県立総合教育センター</td><td>所長</td></tr> <tr> <td>神奈川県立歴史博物館</td><td>館長</td></tr> <tr> <td>神奈川県立生命の星・地球博物館</td><td>館長</td></tr> </table> 2（略） 第9条～第14条（略）	所管機関等	職	教育事務所	所長	学校事務センター	所長	<u>サポートオフィス</u>	<u>所長</u>	図書館	館長	神奈川県立金沢文庫	文庫長	神奈川県立近代美術館	館長	神奈川県立総合教育センター	所長	神奈川県立歴史博物館	館長	神奈川県立生命の星・地球博物館	館長	第7条（略） （所管機関等における職） 第8条 次の表の左欄に掲げる所管機関等にそれぞれ同表右欄に掲げる職（以下「所管機関等の長」という。）を置く。 <table> <tr> <th>所管機関等</th><th>職</th></tr> <tr> <td>教育事務所</td><td>所長</td></tr> <tr> <td>学校事務センター</td><td>所長</td></tr> <tr> <td><u>（新設）</u></td><td><u>（新設）</u></td></tr> <tr> <td>図書館</td><td>館長</td></tr> <tr> <td>神奈川県立金沢文庫</td><td>文庫長</td></tr> <tr> <td>神奈川県立近代美術館</td><td>館長</td></tr> <tr> <td>神奈川県立総合教育センター</td><td>所長</td></tr> <tr> <td>神奈川県立歴史博物館</td><td>館長</td></tr> <tr> <td>神奈川県立生命の星・地球博物館</td><td>館長</td></tr> </table> 2（略） 第9条～第14条（略）	所管機関等	職	教育事務所	所長	学校事務センター	所長	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	図書館	館長	神奈川県立金沢文庫	文庫長	神奈川県立近代美術館	館長	神奈川県立総合教育センター	所長	神奈川県立歴史博物館	館長	神奈川県立生命の星・地球博物館	館長
所管機関等	職																																								
教育事務所	所長																																								
学校事務センター	所長																																								
<u>サポートオフィス</u>	<u>所長</u>																																								
図書館	館長																																								
神奈川県立金沢文庫	文庫長																																								
神奈川県立近代美術館	館長																																								
神奈川県立総合教育センター	所長																																								
神奈川県立歴史博物館	館長																																								
神奈川県立生命の星・地球博物館	館長																																								
所管機関等	職																																								
教育事務所	所長																																								
学校事務センター	所長																																								
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>																																								
図書館	館長																																								
神奈川県立金沢文庫	文庫長																																								
神奈川県立近代美術館	館長																																								
神奈川県立総合教育センター	所長																																								
神奈川県立歴史博物館	館長																																								
神奈川県立生命の星・地球博物館	館長																																								

新旧対照表

○神奈川県教育委員会行政文書管理規則

新	旧
第1条（略） （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（6）（略） <u>（7） 課内室 組織規則第2条の2に規定する室をいう。</u> <u>（8）～（10）（略）</u> <u>（11） 課内室長 第7号に規定する課内室の長をいう。</u> <u>（12） グループリーダー 第8号に規定するグループの事務を掌理するグループリーダー又は課長が所属職員のうちから指定する者をいう。</u> <u>（13）～（15）（略）</u> 第3条（略） （行政文書の管理体制等） 第4条（略） 2 行政課長は、行政文書事務を適正かつ円滑に処理するため、課長、<u>課内室長</u>及び所長に対し、必要な指導を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、実態を調査し、若しくは報告を求め、又はその処理に関し改善の指示をすることができる。 3 課長及び所長は、それぞれの課又は所における行政文書事務<u>（課内室が置かれている課にあっては、当該課内室における行政文書の作成及び施行に関するものを除く。）</u>を統括する。 4（略） <u>5 課内室長は、当該課内室における行政文書事務（行政文書の作成及び施行に関するものに限る。）を統括する。</u> <u>6・7（略）</u> <u>8 行政文書の整理の促進等を図るため、課及び課内室のグループ並びに</u>所の課に文書事務担当員を置く。 第5条・第6条（略） （行政文書の施行）	第1条（略） （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（6）（略） <u>（新設）</u> <u>（7）～（9）（略）</u> <u>（新設）</u> <u>（10） グループリーダー 第7号に規定するグループの事務を掌理するグループリーダー又は課長が所属職員のうちから指定する者をいう。</u> <u>（11）～（13）（略）</u> 第3条（略） （行政文書の管理体制等） 第4条（略） 2 行政課長は、行政文書事務を適正かつ円滑に処理するため、課長____及び所長に対し、必要な指導を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、実態を調査し、若しくは報告を求め、又はその処理に関し改善の指示をすることができる。 3 課長及び所長は、それぞれの課又は所における行政文書事務____ ____を統括する。 4（略） <u>（新設）</u> <u>5・6（略）</u> <u>7 行政文書の整理の促進等を図るため、課のグループ及び</u>所の課に文書事務担当員を置く。 第5条・第6条（略） （行政文書の施行）

新	旧
第7条 主務課長（主務課の長をいう。以下同じ。） <u>、当該行政文書に係る事務を分掌する課内室の課内室長</u> 及び所の主務課の長（所の課が置かれていない所においては、所長をいう。以下同じ。）は、起案文書が決裁されたときは、速やかに処理しなければならない。	第7条 主務課長（主務課の長をいう。以下同じ。） _____及び所の主務課の長（所の課が置かれていない所においては、所長をいう。以下同じ。）は、起案文書が決裁されたときは、速やかに処理しなければならない。
第8条～第16条（略）	第8条～第16条（略）

神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

保健体育課内に高校総体推進室（以下「課内室」という。）を設置すること及び教育局の内部組織として神奈川県教育委員会教育局サポートオフィスを新設すること等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 高校総体推進室の設置

本県が幹事県となる令和 9 年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けて、準備体制を強化するため、保健体育課に課内室を設置することから、所要の改正を行う。（第 2 条の 2、第 7 条の 3 及び第 9 条の 3 関係）

(2) サポートオフィスの設置

障害者雇用の推進を図るため、教育局の内部組織として神奈川県教育委員会教育局サポートオフィスを新設することから、所要の改正を行う。（第 1 条の 2、第 3 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 21 条の 3、第 22 条及び第 23 条関係）

(3) その他

ア 令和 6 年 12 月 3 日に「神奈川県教育職員免許状再授与審査会」が設置されたことに伴い、当該審査会に関することについて、事務局である教職員企画課の所掌事務に追記する。（第 6 条関係）

イ 公立学校としての法的性格を持つ公立の幼稚園型認定こども園に関することについて、子ども教育支援課の所掌事務であることを明確にするため、所要の改正を行う。（第 8 条関係）

ウ 教育事務所の公立学校共済組合に係る分掌事務について、所要の改正を行う。（第 18 条及び第 18 条の 2 関係）

(4) 関連規則の改正

附則において関連規則の改正を行う。（神奈川県教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則、神奈川県教育委員会関係職員の職の
設置等に関する規則及び神奈川県教育委員会行政文書管理規則）

3 施行期日

令和7年4月1日

(本庁等の組織見直し概要図)

